

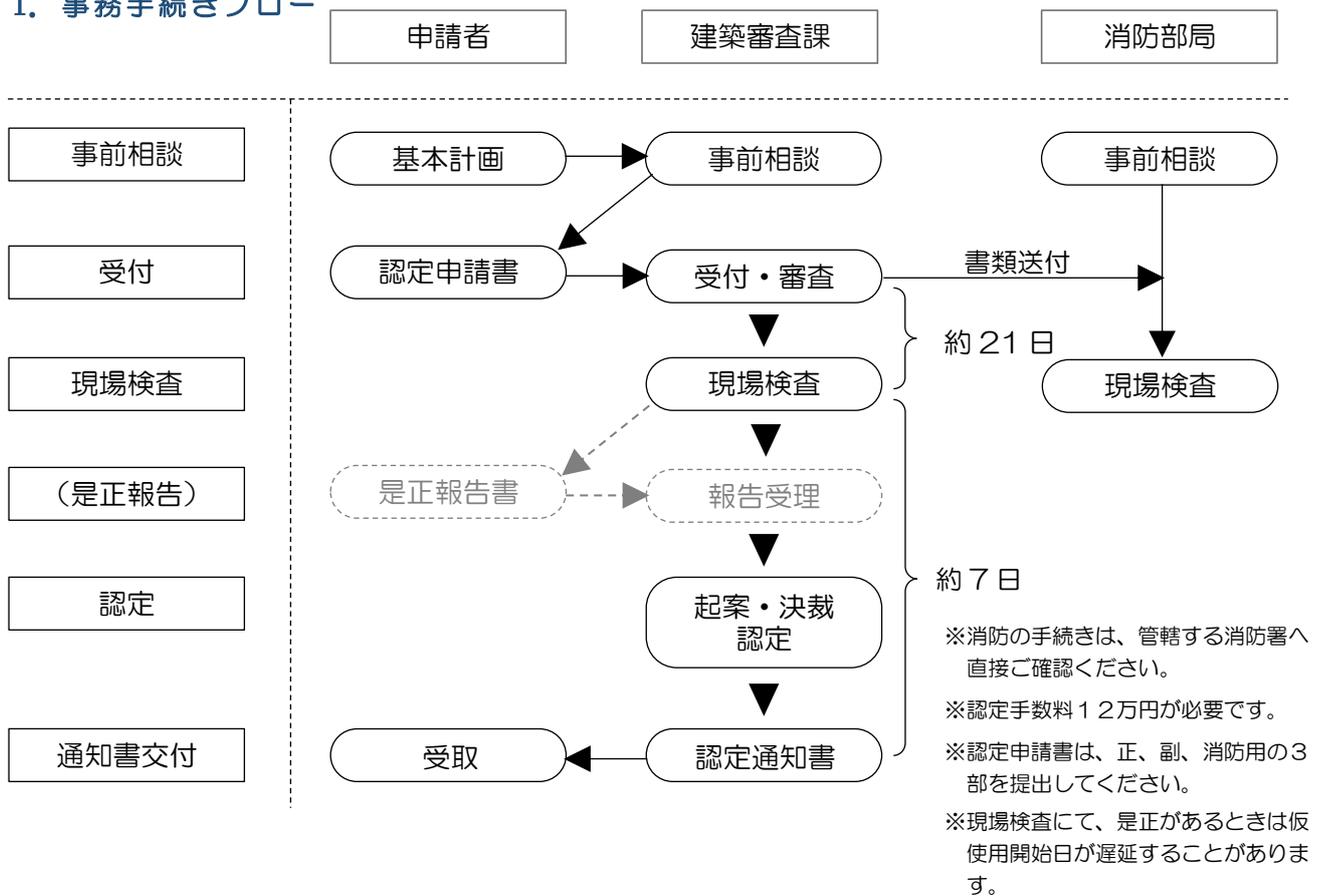
仮使用認定

特殊建築物等^(※1)を新築する場合又はこれらの建築物の増築等の工事で避難施設等^(※2)に関する工事を含むものを行う場合は、検査済証の交付を受けるまで、原則として建築物を使用することができません。ただし、特定行政庁または建築主事等が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして認められた場合は、建築物を仮に使用することができます。

(※1 特殊建築物等：法第6条第1項第一号若しくは第二号、※2 避難施設等：建築基準法施行令第13条)

手続きについて

1. 事務手続きフロー



事前相談

- 事前に仮使用の計画をご相談ください。
- 計画の概要がわかる資料等をご持参ください。
(仮使用部分と工事部分、工程、安全計画等がわかる資料等)

受付

- 「2.必要書類」をそろえて窓口までお越しください。
 - 受付時に書類に不備がないか確認をし、手数料納付書をお渡しします。
 - 手数料納付後、納付済証明書と申請書類一式をそろえて受付完了となります。
- ※受付までに消防、関係部署と打合せをし、打合せ内容を申請書類に反映させてください。

現場検査

- ・工事区画等安全措置ができた状態で現場検査を受けるようにしてください。
- ・検査は、原則午後行います。
- ・消防の検査が必要な場合がありますので、確認して検査を受けるようにしてください。

是正報告

- ・是正事項がある場合は、是正報告書を1部作成し、ご提出ください。
- ※是正に時間を要する場合、仮使用の開始日が遅延することがありますのでご注意ください。

認定通知書の交付

- ・通知書が準備できましたらご連絡いたします。印鑑をお持ちの上、窓口までお越しください。

2. 必要書類（受付時には、正本・副本の2部、消防用に1部が必要です。）

- ①仮使用認定申請書（第三十三号様式。計画通知は第四十二号の二十様式）
- ②委任状
- ③確認済証の写し
- ④安全計画書（A4）
- ⑤付近見取図
- ⑥配置図（仮使用範囲（色分け）を明示）
- ⑦各階平面図（仮使用範囲（色分け）・仮囲い計画・区画・避難経路等を明示）
- ⑧確認に要した図面及び書類の写し（構造図・構造計算書を除く）
- ⑨全体工程表（仮使用期間を明示）
- ⑩その他特定行政庁が必要と認める図書

3. 手数料

120,000円（※手数料は申請者名で納付してください。）

4. 認定基準

- ・原則、仮使用部分は建築基準法関係規定等に適合していること。
- ・仮使用エリアと工事エリアを耐火構造等の壁、または、下地仕上げとも不燃材料でつくったもので区画すること。
- ・使用者の動線と工事動線を分離すること。分離できない場合は、安全上、避難上支障がないように安全計画をたてること。
- ・その他、安全上、避難上支障がないように工事計画をすること。
- ・モデルルームに関しては原則避難階の直上・直下のみとする。

5. 注意事項

○仮使用期間は3年を超えないこと。

○<①仮使用認定申請書>

申請者については、確認申請の建築主と同一とすること。

○<④安全計画書>

安全計画について

- ・使用部分、および工事部分の内容を記載すること。
- ・避難施設等について、該当施設の有無、施設がある場合の支障の有無を区別して記載すること。
- ・工事の計画上、安全計画に変更予定がある場合は、変更内容、変更時期などを記載すること。

※安全計画に変更がある場合、再度認定申請する必要がありますので、ご相談ください。

※EVを使用する場合はEVの検査済証の写しを認定時まで提出してください。